

[参考和訳]

ビート・ホールディングス・リミテッド
2025年9月8日付有償ワラント買取契約書

本契約（以下「**本契約**」という）は、2025年9月8日（以下「**実行日**」という）以下の当事者間で締結された：

- (1) ビート・ホールディングス・リミテッド（以下「**発行者**」または「**会社**」という）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、同諸島に存続する免除会社であり、その本店はケイマン諸島、KY1-111、グランドケイマン、私書箱 2681、ハッチンス・ドライブ、クリケットスクエアに所在する。
- (2) ●， [発行者] [発行者の子会社]の[取締役兼最高経営責任者/取締役/役員]（以下「**引受人**」という）

第1条 本契約の目的

発行者は、発行者の業績向上に対する意欲及び士気を高めることを目的として、本契約に基づき、有償ワラント● 個（以下「**本新株予約権**」という）を発行することに合意し、各新株予約権1個につき普通株式1株を割当て及び発行する（当該普通株式の総数は●）。これに対し、引受人は、本契約に従い本新株予約権を引き受けることに同意する。

第2条 本新株予約権の発行及び引受け

第1項 本契約の条項および条件に従い、発行者は、実行日において、引受人に本新株予約権を発行し、引受人は本新株予約権を引き受けるものとする。

第2項 本新株予約権の発行概要は、別紙に定めるとおりとする。

第3条 対価性

第1項 引受人は、2025年9月9日（以下「**払込日**」という）に、引受代金として総額●円（本新株予約権1株当たり2.87円）を発行者に支払い、その支払と引換えに本新株予約権の付与を受けるものとする。

第2項 引受人は、第3条第1項に定める金額を、下記指定銀行口座への振込により支払うものとする。

銀行名： 香港上海滙豐銀行有限公司

支店名： デ・ヴォー・ロード・セントラル支店
 (所在地：香港、上環、デ・ヴォー・ロード・セントラ
 ル 141 番地、チャイナ・インシュランス・グループ・ビ
 ル内)
スウィフトコード： HSBCHKHHHKH
口座の種類/口座 普通預金 /
番号/通貨： 652-529124-838/
 多通貨建て
アカウント名： ビート・ホールディングス・リミテッド

第 3 項 前項の規定は、引受人が本新株予約権を行使する場合にも適用されるものとする。

第 4 条 本新株予約権の行使

引受人は、別紙に定める行使期間内であれば、発行者に対し書面による通知を送付することにより、いつでも本新株予約権を行使することができる。ただし、別紙の条件 5. (6) に定める本新株予約権の行使条件が満たされていない場合は、この限りでない。

第 5 条 本新株予約権の譲渡制限

第 1 項 取締役会の承認

本新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、発行者の取締役会の承認を要するものとする。

第 2 項 契約上の地位の移転

引受人が、発行者の取締役会の承認を得て、本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、引受人は、本契約の準拠法に従い、本契約に基づく権利義務及び引受人としての契約上の地位を譲渡先に承継させるものとする。この場合、当事者は、当該譲渡に必要な手続きを行い、譲渡時に引受人は譲受人の氏名に差し替えられたものとみなす。本契約に基づく権利義務は、譲受人及びその後の本新株予約権の譲受人に承継されるものとする。引受人及び譲受人は、本新株予約権を行使するにあたり、東京証券取引所 (TSE) 及び日本証券業協会 (JSDA) の法令・規則を遵守しなければならない。

第6条 本新株予約権証券の発行請求権の放棄

引受人は、本新株予約権について新株予約権証券の発行を請求する権利を放棄し、発行者に対し新株予約権証券の発行を請求しないものとする。

第7条 税務処理

引受人は、本新株予約権の行使により取得した発行者の普通株式の引受け及び売却に起因して課される所得税、有価証券譲渡益その他一切の税金及び公課を、自己の費用と責任において支払うものとする。ただし、発行者が法令に基づき当該事項への対応を要する場合は、この限りでない。

第8条 発行者の免責

発行者は、引受人による本新株予約権の行使手続完了後における株式の発行又は移転の遅延に起因して引受人に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

第9条 本契約の改定

第1項 本契約の条項が、所得税法、法人税法その他の税法又は本契約締結後のこれらの改正後の規定に適合しないことが判明した場合、発行者は、引受人に通知することにより、当該条項を改訂することができるものとする。本契約の条項が、ケイマン諸島会社法、金融商品取引法その他の関連法令に適合しないことが判明した場合についても、同様とする。

第2項 前項に加え、発行者は、必要と認める場合には、引受人に対し本契約の改訂を提案することができるものとする。

第3項 前項の提案について、引受人が、当該提案から3週間以内に、相当な理由を付して発行者に対し書面で異議を述べない場合には、本契約は、発行者の提案に従い自動的に改訂されたものとみなす。

第10条 関連法令の遵守

引受人は、本新株予約権の行使及びこれにより取得した会社の普通株式の発行に関し、会社の定款、ケイマン諸島の会社法、ケイマン諸島会

社法、金融商品取引法、その他の関連法令並びに本契約の規定に違反してはならない。

第11条 その他

第1項 本契約は、他の当事者の書面による同意なく、いずれの当事者も譲渡することができないものとする。

第2項 本契約は、本契約当事者間における完全な合意を構成するものであり、本契約に定める事項に関して、これまでの一切の合意又は理解に優先するものとする。

第3項 本契約及び本契約に基づく取引に関連して生じる費用及び経費は、各当事者が自己の負担とする。

第4項 本契約の一部が無効又は執行不能となった場合であっても、本契約の他の部分には影響を及ぼさず、法令により認められる範囲で有効かつ執行可能なものとする。

第5項 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関する疑義については、発行者と引受人との間で誠意をもって協議するものとする。引受人が発行者との協議に応じない場合、又は協議を行っても当該事項について合意に至らない場合には、発行者は、自己の判断により当該事項の取扱いを決定することができるものとする。

第6項 本契約は、当事者間の書面による合意なく、変更、修正又は終了することはできない。ただし、第9条の規定に基づき本契約が改訂される場合は、この限りでない。

第7項 いずれの当事者も、本契約のいかなる条項に関しても、その権利又は救済手段を行使しないこと、又はその行使を遅延し若しくは差し控えることによって、当該権利又は救済手段を放棄したものとみなされない。

第12条 準拠法

第1項 本契約は、抵触法の規定を参照することなく、ケイマン諸島法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

第2項 本契約に起因又は関連して生じる一切の紛争、論争又は請求、並びにその違反、終了若しくは無効に関する紛争等は、現行の UNCITRAL 仲裁規則（本条の残余部分により修正され得るもの）に従い、仲裁により解決するものとする。仲裁人指名権者は香港国際仲裁センターとし、仲裁地は香港国際仲裁センターの所在する香港とする。仲裁人は1名とする。

第13条 言語

本契約は英語により作成し、その英語版を正本とする。

[終了]

上記を証して、当事者は本契約書を二通作成し、各当事者がそれぞれ一通を保有するものとする。

発行者：

ビート・ホールディングス・リミテッド

ケイマン諸島、KY1-111、グランドケイマン、私書箱 2681、ハッチンス・ドライブ、クリケットスクエア

By: _____

引受人：

[引受人名]

[住所]

By: _____

有償ワラントの発行要項

1. 本新株予約権の名称

ビート・ホールディングス・リミテッド 有償ワラント (2025年9月9日発行) (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の割当てを受ける者及び数

[当社] [当社の子会社] の[代表取締役兼最高経営責任者/取締役/役員] :

●

3. 本新株予約権の数

本新株予約権の数は ●個 (本新株予約権1個につき1株) であり、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社の普通株式 ●株とする。ただし、第5条第1項により本件新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式に本件新株予約権の数を乗じた数とする。

4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの払込金額は、●円 (SARの基礎となる株式1株あたり2.87円) とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2025年7月18日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値1,518円、ボラティリティ138.10%、配当利回り0%、無リスク利率0.873%や本新株予約権の発行要項に定められた条件 (行使価格1,144円/株、満期までの期間3年間、株価条件) に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である。

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権に基づく株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割 (または併合) の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が株式の無償交付、株主割当発行、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,144円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行・処} \\ \text{分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当} \\ \text{たりの払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{1株当} \\ \text{たりの時} \\ \text{価} \end{array}}$$

既発行株式数 + 新発行・処分株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、当社の自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、株式の無償交付、株主割当発行、資本金の額の減少その他類似の事情が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

いかなる状況下においても、行使価額の調整によって行使価額が1株当たりの普通株式の額面金額を下回ることはないものとする。行使価額の調整の算定結果が1株当たりの普通株式の額面金額を下回る場合、行使価額は1株当たりの普通株式の金額に調整されるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年9月9日から、2028年9月8日までの3年間とする。

(4) 資本金および資本準備金の増減に関する事項

2025年7月15日、当社の取締役会は、2025年定時株主総会において承認を得ることを条件に、当社の普通株式、優先株式及び劣後株式の発行済株式及び未発行株式を1株につき10株の比率をもって株式分割することを決議しました。株式分割が有効となった後、授権資本が増加し、1株あたりの額面が減少します。株式が新たに発行される場合には、発行価額（払込価額）にかかわらず、1株当たり0.1香港ドルが当社の払込資本（資本金）として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれるものとする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

(i) 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、5 取引日連続して 3,000 円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。

(ii) 各年における行使可能な新株予約権の最大累計数：

- 1 年目：各保有者が保有する本新株予約権の 1/3 を行使可能とする。
- 2 年目：各保有者が保有する本新株予約権の 2/3 を行使可能とする。
- 3 年目：各保有者が保有する本新株予約権の全てを行使可能とする。

(iii) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(iv) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義されることによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(v) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(vi) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 買戻し請求権

割当対象者が権利行使期間中に当社及び当社の子会社の取締役又は役員のいずれかの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は本新株予約権保有者に対し、1 営業日前までにその旨を通知するものとする。取締役会が定める買戻し期日において、当社は本新株予約権の保有者が保有する本新株予約権の全てを、各本新株予約権の当初発行価額で買い戻すものとする。

7 本新株予約権の割当日

2025 年 9 月 9 日

8. 本新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社

が東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、下記9が適用されないことを条件として、当社取締役会が別途定める合併、会社分割、株式交換又は株式移転の完了日の前までに、本新株予約権の全部を無償で取得することができ、本新株予約権者は本新株予約権の全部を当社に譲渡しなければならない。

- (2) 以下に該当する場合、上記 5. (3) に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - (ii) 本新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - (iii) 本新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - (iv) 本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - (v) 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

9. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割、または東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、組織再編行為により会社の全部または一部の株式・資産または権利義務を取得または承継する会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 本新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 本新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 5. (1) に準じて決定する。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記 5. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 9. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

上記 5. (3) に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 5. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他本新株予約権の行使の条件

上記 5. (6) に準じて決定する。

(9) 本新株予約権の取得事由及び条件

上記 6. 及び 8. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 本新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

11. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 9 月 9 日

12. 申請期日

2025 年 9 月 9 日

[終了]